

平成27年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成27年12月11日（第4日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	江口武好	総務課長	本山隆也
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
収納対策専門監	木下信博	住民課長	渕上隆文
保険専門監	門田和昭	保健福祉課長	井崎直樹
長寿社会課長	片渕敏久	生活環境課長	門田藤信
水道課長	山口弘法	下水道課長	堤正久
産業課長	鶴崎俊昭	6次産業専門監	矢川又弘
農村整備課長	大串靖弘	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	小川豊年
生涯学習課長	松尾裕哉	農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子
主任指導主事	白濱正博		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉岡正博
議事係長	久原雅紀
議事係書記	香月良郎

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

1番 川崎一平

2番 前田弘次郎

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第59号 白石町個人番号の利用に関する条例の制定について

日程第3 議案第60号 白石町税条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第61号 白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第62号 白石町放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第63号 白石町有明スカイパークふれあい郷の指定管理者の指定について

日程第7 議案第64号 白石町交流館の指定管理者の指定について

日程第8 議案第65号 佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について

日程第9 請願第4号 T P P 交渉に関する請願書

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、川崎一平議員、前田弘次郎議員の両名を指名します。

本日の議事進行について申し上げます。

本日の審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、議案第59号「白石町個人番号の利用に関する条例の制定について」議題とします。

質疑ありませんか。

○秀島和善議員

担当課長に、議案第59号の「白石町個人番号の利用に関する条例の制定について」、

とりわけ具体的にはマイナンバー制度導入にかかわってお尋ねをします。

世論調査では、マイナンバー制度に関して、70%強の方がよくわからないとか疑問である、反対だという声が圧倒的に多い状況です。そこで紹介したいと思いますけれども、けさの佐賀新聞の広場の読者の声にこのような不安な声が寄せられていました。心配なマイナンバーということで、みやき町の方でしたけれども、63歳の方です。近所の人からマイナンバーについて聞かれた。マイナンバーの番号を教えてください、通知の写しも送ってくれと国から文書が来た。教えて大丈夫だろうか。もし教えなかったら恩給がストップされるのだろうか。そこで佐賀行政評価事務所に電話した。しばらくすると、大丈夫との返事。しかし、恩給や年金受給者は、マイナンバーについて新聞やテレビによる断片的な内容しか知らない。それも悪い話が多い。例えば、官公庁の名前を語った聞き出そうとする問い合わせ先に電話すると結局だまされる。教える罪になる、制度に便乗した不正な勧誘や個人情報所得に御注意などなど、国からの通知でもまずは疑わなければならない、心配だからであると。こういう文章が後にも続きますけれども、町民の不安な声、疑問の声、こういう声に代表されるのではないかと思いますけれども、まず第1点目に担当課長にお尋ねしますけれども、このような声が、疑問が、現在窓口にどれだけ寄せられているのかというのが第1点です。

第2点目です。

私の一般質問で、通知が戻ってきてるとというのが732通ということでありました。9.5%、これに当たって、どういう適応、対応をなされようとしているのかお尋ねします。

3点目に、高齢者ひとり暮らしの方や高齢者2人暮らしという方たちにとっては大変複雑な、またよくわからない文書の内容です。とりわけ目の不自由な方やハンデのある障がい者などに対しては、どのように対応なされようとしているのかというのが第3点目です。

最後にお尋ねしたいのが、町内357の法人事業所では、私に対して3人の方から、事業所から番号を教えてくださいというふうに言われたと、それでこれは強制的なんだろうかということ、私に疑問があるということで電話を寄せられましたけれども、いや、これは任意であるので何も強制ではありませんよという返事だけしました。担当の課長にこの点、事業所から問い合わせがあったとき、問い合わせというのは職員です。職員に問い合わせ等があったときに、これは教えないと何かメリット、デメリットが出てくるのか、いかがでしょうか。

以上です。

○本山隆也総務課長

ただいま発番ということで、総務省のほうからそれぞれの御家庭にそれぞれの個人に振られた番号が配達、到達され、そしてまた不在のところはまた郵便局のほうに保管、それから町への保管、それからまた届かない方への確実な番号の付番ということで配達のところに来ているかと思っております。マイナンバーを含め、住民の皆様への不安と申しますか、成り済ましてか、あるいはマイナンバーを利用した口座の犯罪的な行為等が今心配されるところではございます。このような心配につきましては、

国及び県の指導のもと、それぞれの皆様への心配を取り除くべく、またそういったあつてはならない行為に関しては処罰等もございます。国民の皆様、住民の皆様の、外部に漏れるのではないか、あるいは個人番号が漏れて財産への被害をこうむるのではないかとといった懸念はございましょうけれども、そういったことへの対応といたしますか、それぞれの制度に関する保護措置、あるいはそういったシステムに関する保護措置などに十分国の指導を得ながら取り組み、皆様の不安を払拭すべくしていくと思っております。

申請に関しては任意でございますので、それぞれ番号のカードを作成する作成しないはございましょうけれども、既に10月からの番号の付番ができた時点でもうこの制度は効力を発効し、十分皆様に利便性を与え、そしてまた行政においても事務の合理化、透明性、適正性を発揮されていくものだと思っております。

さらに、この通知が配達されなかった分については、また住民課のほうからお願いしたいと思います。また、高齢者の対応についてもお願いしたいと思います。

法人等の番号につきましても、それぞれの事業所からのお問い合わせに法的な面、あるいは取り扱いの面、事務的な面についても、十分こちらのほうで御説明できる分は行いたいと思っておりますので、どうぞ役場のほうにお問い合わせ願って、十分な説明を尽くしていく所存であります。

以上であります。

○吉原拓海税務課長

秀島議員の最後の質問、4番目の質問についてお答えしたいと思います。

事業所に個人が回答する義務があるかというふうな御質問だったと思っております。今、事業所数357というふうなことでおっしゃいましたけど、この数字につきましては、一応我々税務課として町内の法人で課税している団体でございまして、法人番号につきましては、個人番号と違ひまして13桁というふうな決まりになっております。なおかつ、法人についてはホームページ上で番号については公表されるというふうなことになっております。昨日現在で、白石町の法人といたしましては426法人がホームページ上、公開になっております。これについては、他社の方がその法人番号を使うことについては問題ないというふうな、公表されるものですので、そういうふうなことになっております。

御質問の中身でございましてけれども、事業所が、今源泉徴収とか扶養親族の申告に関することで個人番号を書く欄がありまして、そこの中に記載する欄が設けてあります。その分で、事業所の方が各従業員の方にそれを教えてくれというふうなことがあつてと思っております。法の施行が28年1月1日施行でございます。それまでは答える義務がないと我々は思っております。ただ、28年1月1日以降は、法の施行がありますし、地方税法、今回条例改正もいたしておりますけど、その分についても1月1日から改正を今回お願いしておりますけど、それが可決されれば、当然その番号は各申請書、申告書、それに記載して提出する義務が生じてまいります。つきましては、今の段階では必ずしも報告をしなくてもいいと思われれますが、来年の1月1日からは必ずそれに求めて記載してもらおうというふうなことになります。

以上です。

○淵上隆文住民課長

秀島議員の第2項目、3項目の御質問についてお答えを申したいと思えます。

まず、2点目でございました、私、一昨日の一般質問の中で、郵便局からの返戻分ということで732通、9.5%の返戻率でありますということで申し上げました。これの対応につきましては、まず宛所なしにつきましては135通、保管期間経過が597通というふうに申し上げておりました、まずこの宛所なしにつきましては、郵便局のほうは11月25日から戻ってきておられますので、すぐ整理をいたしまして文書のほうを送付をいたしております。この通知カードが転送不要となっておりますので、10月5日時点の住民票の住所地のほうに送られてきますので、当然そこに転出等でいらっしゃる場合は郵便局のほうからまた戻ってきますので、今回は普通郵便で役場のほうに預かっておりますということで出しておりました、これは転送が可能でございまして、もし郵便局のほうに新しい住所の届け出をされている場合はそちらのほうに行きますので、そちらのほうから数件の問い合わせ等もあっております。また、保管期間経過の分につきましても、今回新たにまた文書を差し上げまして対応させていただいております。

それと、来週の水曜日、木曜日だと思いますが、時間外の開庁をいたしております。2日間、時間外の開庁をいたします。それと、土曜日午前中、開庁いたしまして、なかなかお仕事等で来られない方もいらっしゃいますので、そういう方の利便性を考慮しまして、平日の時間外開庁と土曜日の開庁を今考えておるところでございます。

それと、高齢者の方に対しましては、8月24日から9月25日の1カ月間に、例えば独居の方で施設に入所されてる方とか病院に入院されてる方については、当然住所地のほうにいらっしゃいませんので、施設のほうに、居所の届け出書というのがございまして、それを出していただくということで、町内の施設を回ってお願いをいたしたところでございます。それにつきましては、98件の届け出がございましたので、その方たちにつきましては施設のほうに届け出がされていることと、それと昨日、まだ来ておられない方については、施設を回って交付の手続をしてきたところでございます。

以上でございます。

○本山隆也総務課長

以下、答弁をさせていただきます。

現在、お問い合わせにつきましては、関係部署の広報、情報係につきましては、法整備に関するお問い合わせについてはないというふうに聞いております。それから、取扱事務については、今住民課長も申したとおり、カウンターやお問い合わせはあっているようでございます。

以上であります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

1点だけ、町長にお尋ねをいたします。

国の機関の世論調査でも、70%強の方がマイナンバー制度についての疑問、不安、よくわからないという数字が出ております。さらに、私も一般質問で取り上げた、平成15年8月から始まった住民基本台帳カード、住基カードですけれども、福富、有明、白石で13年かかって612枚というのが現状でしたけれども、このマイナンバー制度について、周知徹底が現時点で十分図られているというふうに認識をされているのか、及びこのマイナンバー制度が住民にとってどれだけのメリットがあるのか、その点、町長の認識を伺いたいと思います。

○田島健一町長

ただいまの秀島議員の御質問でございますけれども、まずこれまで国において、長い時間かかって周知をしていただいているところでございまして、私ども町といたしましても、いろんな機会使って周知をさせていただいているところでございます。町といたしましても、ことしの6月から広報誌やホームページ等々でもお知らせをしているところでございます。また、10月からは出前講座でも周知をさせていただいているところでございます。

また、メリットというようなお話もございましたけれども、先ほど議員のほうからも70%の人たちがどうやろかというようなお話もございましたけれども、町として、この周知の度合いであるとか、町民の皆さんがどう思われているかというのは認識はしていませんけれども、私、個人的な判断といたしましては、全てがこれであまうまいとか、これで全てが悪くなるかということとは考えておりませんで、国におかれても、28年1月1日からこれを正式に運用されていくわけでございますけれども、これが何も改正がなくてそのまま行くかということ、それは法律も動くものだというふうに思いますので、見直し等々も出てくるんじゃないかなというふうに思います。そういうことから、現時点において、メリットがこうですよ、デメリットもこんなものがありますというのは、私からはちょっとまだ申し上げられない、動いてないから申し上げられないかなというふうに思います。

以上です。

○内野さよ子議員

済みません。1つだけ、ちょっと簡単なことですが、ページ1ページの中に第4条ですが、個人の番号の利用の範囲というところであります。それで、利用の範囲という法律で、次の3ページのところにこんな法律がありますよということで示してあります。生活保護法、地方税法、中国残留邦人等の円滑なと書いてありますが、この4番目の中国残留邦人等のというのは法律ですので、白石町の条例の中には私が余り見かけませんが、町内の中でこういう支援をしている、この支援に関する法律の中で町内の中でそういう方がいらっしゃるのかどうか、そこだけお尋ねをします。

○井崎直樹保健福祉課長

お尋ねの件ですけれども、第4条では利用できる事務ということになります。今現在、白石町では該当はいらっしゃいませんが、例えば、児童手当は法で決まっておりますので、ここには上がっておりません。児童手当につきまして、今町内に在住の方は所得の確認というのは町で申告されますので、今どうしてるかという、個人情報目的外使用というのを総務課に事務局から出して総務課で審査を受け、よいとなれば税務課の情報を児童手当の情報として使わせていただくと。マイナンバーになりますと、これが法で決まっておりますのですぐ使えると、連携ができるということになります。あと、では町外にいらっしゃる方が町内に来られた場合、ですから4番目の中国残留邦人の支給費云々かんぬんの方が、もし白石町に来られた場合ということになります。この場合は、今のところ児童手当の手續上、持ってきていただくものというのが必要になってまいります。その中に所得課税証明書をとってきてくださいという言い方になります。ですから、例えば鹿島市とか、近隣市町村の場合は車で行って戻れるかもわかりませんが、遠いところ、東京とか、お住まいの方が戻られたときに、ここに上げときませんか、児童手当は法律で連携ができるのに小・中学生の医療ば受けるためにはとってきてくださいということになりますので、今回条例を上げさせていただきます。ここに上げることによって同じ手續、どちらも所得課税証明書をとってきていただく必要はないということでの、住民の方への簡素化ということになります。ですから、今現在該当がいらっしゃるいらっしゃるにかかわらず、法で書かれている分をそのままこちらのほうに列記してるということになります。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串弘昭議員

ちょっと初歩的な質問ですけれども、今ナンバーの通知、各個人に振られて、家庭に来とるわけですけれども、それをそのままほったらかして、カード、写真をつけないで申請をしないというふうなことで、ほったらかした場合はどうなりますか。そのまま、それは今後。

○井崎直樹保健福祉課長

通知カードについては、手續をされる場合、今児童手当で申し上げております。児童手当をする場合に番号を書くところが出てきます。通知カードをお持ちになって免許証も必要になります。通知カードと個人番号カードの違いですけれども、通知カードというのはあくまで番号のお知らせカードになっております。行政手續に児童手当で来られる場合に、通知カードと免許証を見せてくださいということになります。個人カードをお持ちでなくても、通知カードと免許証をお持ちであれば、あるいは保険証をお持ちであれば、それで十分事が足りるということになります。ただ、紛失なさいませんようにという御注意は申し上げていかなければならないかと思っております。

以上です。

○大串弘昭議員

特にお年寄りさん、老人の方は非常に面倒じゃないかと思うんです。そういった、写真つけてカードをつくるというふうなことを実際されるのかなというふうな、そういうような疑問を持つもんですから、ちょっとその辺が簡単じゃないなというふうな感じがするわけですけども。その辺のところをちょっとお聞きしたいんです。

○井崎直樹保健福祉課長

今、福祉のほうで特別弔慰金という事務をしております。戦後の戦没された方の弔慰金なんですけども、これが来年1月から法で決まっております、個人番号を記載するようになっております。高齢者の方について、そういった個人番号のカードまで必要かという必要ではございません。ただ、国が管理する中、弔慰金というのは国の事務になっております。受け付けは市町村でしておりますけども、その中で、この方がほかの市町村に行ってもこの人ですよというところは国のほうで、転出、住所が変わられたときでも、Aさんというのが国では同じ人ですという番号の使い方になります。市町村の事務において、この個人番号のカードを管理するといいますか、使い分けるといえることは、今のところ特になんかありませんけども、あくまで国の事務です。国の場合は、白石町の方が、例えば鹿島市のほうへ移られると、施設を含めて、そういった場合に、この人ですという特定のために番号を付すということになっておりますので、特に高齢者の方が、先ほども申し上げております個人番号カードを必ずつくらんといかんかということになります。手続上必要ということで、番号によってAさんという特定をどこの市町村に行ってもできるというための番号と御理解いただければと思います。

以上です。

○本山隆也総務課長

詳しくは保健福祉課長が申しあげましたけれども、今送られているのが少しぺらぺらした感じはございますけど、通知カードというものでございます。そして、それがもう送られた段階で既にもう効力は発生しますので、改めてまた写真をつけた免許証みたいな個人番号カードを無理して、つくらなくていいわじゃないんですけども、そこまでしなくても、既に効力は発生しますので、あれを持ってらっしゃるだけで既にもう効力はあるというふうに御認識されてよろしいかと思っております。

○前田弘次郎議員

先ほどのことですけど、高齢者の方は多分カード取得ができないと、されるのはちょっと難しいと思って、できないと思います。そういった場合に、役場のほうに来て、私はカードを持ってません、番号もわかりませんといったときには、何か番号を教えてくださいのようなあれはあるんですか。

○ 淵上隆文住民課長

お答えを申し上げます。

個人さんで番号を、通知カードのほうは自宅のほうに送られてきてると思いますが、それを手続の際に持ってこられなかったような場合は、個人番号付きの住民票というのがございますので、申請をしていただければそれはとることができます。ただ、保険系の業務で申し上げますと、国保とか、後期高齢については、国のほうから課長名の通達がまいっておりまして、申請の際にどうしてもそれを持ってきておられない方については職権の中でそれが対応できるというふうに運用が参っておりますので、そういう手続で対応させていただきたいと思っております。

○ 片渕 彰議員

マイナンバーの法人についてお尋ねいたします。

今、話を聞いたら、余り重きにおかんでよかよというふうな感じを受けるんですが、法人においては、個人の、仮に従業員としたら、マイナンバーの分をコピーをしたらいかんと。それで、受け取ってもいかんですよと。本人さんがいるところで控えてくださいと。しかし、この法人のほうにはえらい課せられた分がありますので、その辺の重さというか、今話聞いてたら、割とせんでもよかよ、してもよかよというような感じを受けますので、法人についての説明をお願いしたいと思っております。

○ 吉原拓海税務課長

今、片渕議員のほうからお聞きになられたのは、法人の場合の事業所、法人の方が従業員さんの番号を確認するという事務の流れだと思います。今、町民の皆さん全てに配られているのはマイナンバーの通知書でございます。その通知書には12桁の個人の番号が入っております。カードについては、その後つくるかつくらないかということが発生していますので、基本的には通知がされた段階で個人に番号が振られたという状況になっております。今度は法人の場合には、届出書あたりが国税とか法人法とか、そこら辺の分で申告書、もしくは申請書あたりに番号を記載しなければならないというふうなことに法律改正がなって、それが来年の1月1日以降というふうな形になっております。今、事業所、もしくは法人の方が提示を求めておられるのは、12月末までに出される書類については記載の義務がないと思われまして。ただ、1月1日以降に、そういう税務署とか市町村、県とか出される部分については、必ず記載してくださいというふうな形になってると思っております。そういう場合に関しては、個人様から番号を聞き取ってという形だと思います。ただ、その場合、コピーをしてはならないとか、そういうふうな罰則規定がいろいろありますので、そういうふうなことで制限されているんじゃないかなと思っております。

○ 片渕 彰議員

一応、12月を過ぎてから、それぞれ確定申告やれ、源泉やりますけど、その折に、来年1月1日から施行されるということであれば、これ、漏えいをしないようにということであれば、本当はパソコンの、全然インターネット接続しないやつを会社とし

ては持たんばいかんというふうなところは考えられないかどうか。今、どこでも通じるから、そういう意味ではどうですか。パソコンあたりの、別の、この分の使える分を別に持ってこんといかんというふうなことがあるかどうか、ちょっとお尋ねです。

○吉原拓海税務課長

この件については、セキュリティーとかシステムの話だと思います。

今、個人番号を振られている部分につきましては、今のところ12桁の番号でございますけど、これがポータルサイトで一括して管理され、そしてそれを税務署とかいろんなところが照会する形になりますけど、その分が、今度に変換されて符号という形に変わります。今、個人に番号が振られてはおりますけど、ポータルサイトの中では符号という形で全く違う番号にその都度その都度変わるようになっていくということでございます。詳しいシステムの中身についてはわかりませんが、そういうことでセキュリティーが守られて、個人番号の漏えいはないというふうなことで今聞いております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○片渕栄二郎議員

ページ1 ページの第3条、条文の最後に地域の特性に応じた施策を実施するものという条文がございますけれども、本町として特性に応じた施策はどういったものを考えておられるのか。

○本山隆也総務課長

現在、先ほど保健福祉課長も申しましたとおり、この法律によりまして利用できる特定の個人情報の事務については規定されております。また、それ以外の白石町で行わなければならない、あるいは行いたい事務を、今回別表の1、2でお示しして、この事務についても特定番号を使って行いますといったのが今回の御提案でございます。また、それ以降の白石町独自の、白石町としてこういった事務をもっと効率よくやりたいという場合にこのマイナンバーを事務で使う場合には、またそこで協議を持ちまして、どういったものに使いますのでお願いしますという御提案になろうかと思いません。ですので、この今回の御提案、上程そのものが地域に特性してしなければならない、あるいはやりたい事務ということで御提案申し上げているところでございます。

以上であります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串武次議員

1点だけお尋ねいたします。

現在、国外に在籍をしていて住所を日本に置いてないと、そういう人は通知カードが行ってないと思うんです。そういう方が日本に帰国されて住所を有した場合、そういうふうな方にはどういうふうな対応をなされるようになっているのか、お尋ねいたします。

○ 淵上隆文 住民課長

このマイナンバー制度は、10月5日時点で日本国内に住所を有する方に通知カードが届いているところをごさいますて、国外に現在おられる方は日本に住所がございませんので、今おっしゃるように、この通知カードのほうは行きません。ただ、この方が日本に帰国をされて、住民票の届け出をした住所地のほうから新しく通知カードは交付するようになっております。

以上でございます。

○ 白武 悟 議長

ほかに質疑ありませんか。

○ 吉岡英允 議員

1点だけお伺いします。

先ほどからずっと話を聞いていて、通知カードを紛失した場合、仮に、先ほどのお話の中で住民票にも番号が載ってくるというふうなことです。1回個人さんが自分の番号を覚えてしまえば、もうそれから先は通知カードも要らんということになるのですか。その番号の控えだけ自分が持つとけば、あと免許証を持つとければ、通知カードは要らないというふうなことで判断してよかのでしょうか。

○ 淵上隆文 住民課長

あくまでも申請時点では通知カードの提示と本人確認である身分証の証明が必要になってまいります。

したがって、通知カードをお持ちでない場合は、業務にも違ってくると思いますが、個人番号付きの住民票をとっていただくということになると思います。

紛失された場合は、現在では手数料が500円要るところでございます。

○ 白武 悟 議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

○ 秀島和善 議員

私は、議案第59号「白石町個人番号の利用に関する条例の制定について」反対討論

をさせていただきます。

この条例は、マイナンバー制度導入に伴うものです。マイナンバーは、赤ちゃんからお年寄りまで国民の一人一人に12桁の番号をつけ、社会保障、税などの情報を国が管理し、行政手続などで活用するものとされています。本年10月には番号が割り振りされ、来年1月から運用開始となり、各種証明書の交付から社会保障の手続など、広範囲にわたってマイナンバーを利用、管理することになります。しかも、通知カードが届かない世帯も多くなっています。

反対の理由の1つ目は、マイナンバー制度により多岐にわたる個人情報が集積され、情報漏えいのリスクが高まることです。マイナポータルで自分の情報をコントロールできるとのことですが、高齢者や障がい者など、全ての人が自己情報を適切に保護、管理できる保障はありません。また、民間事業者が従業員のマイナンバーを扱うこととなりますが、白石町でも426社の事業者全てが番号を適正に管理することができるのでしょうか。人間がかかわるものである以上、情報漏えいを防ぐ完全なシステム構築は不可能です。日本年金機構が不正アクセスを受け、125万人もの個人情報を流出させたことがそれを証明しています。集積された個人情報が悪意を持って盗まれ、売買され、不正利用されれば、取り返しがつきません。国会では、運用前からマイナンバー利用拡大のための法改正案が審議され、強行されました。銀行口座、ゆうちょ口座のマイナンバー管理、特定健診結果、予防接種履歴の情報連携など、情報提供ができるというものです。個人の秘密性の高い情報の流出を防ぐ有効な対策を立てず、国会で法案を成立させたことに対しても大きな批判が寄せられています。アメリカや韓国では、マイナンバー制度によって共通番号と個人情報がセットで大量流出し、プライバシー侵害、犯罪利用、成り済まし被害が横行して、社会問題となっています。まさにIT先進国と言われる国の政府機関や大企業でも情報漏えいを防げていません。さらに、共通番号の官民利用の推進は、情報を取り扱う人、場所がふえ、不正利用や情報漏えいの危険が高まります。

反対理由の2番目には、マイナンバー制度導入の狙いが税の徴収強化や社会保障給付の削減にあることです。国民の管理、監視を強め、所得や資産を掌握することで税金の徴収強化や社会保険料の負担増をするとともに、社会保障削減の手段にしようとしているのです。預金口座への利用拡大や、麻生財務省が我が党の国会議員の質問に、社会保障制度を維持するため負担能力に応じた負担が必要と述べていることから、これは明らかです。

反対理由の3つ目は、これだけの問題がありながら、国民にメリットはほとんどありません。年金や福祉の申請で書類をそろえる手間が省けるとの宣伝がありますが、多くの人にとって年1度あるかないかの手続です。一方で、ネットワーク構築には初期費用3,000億円、維持費に年300億円かかるとされており、これらは全て国民負担です。内容を知っている国民は政府の行った調査で28%しかおらず、7割の国民がよく理解しないまま情報流出リスクを高め、憲法が保障する基本的人権の侵害にも直結しかねない制度を導入するべきではありません。

よって、今回出されている「白石町個人番号の利用に関する条例の制定」に反対討論とさせていただきます。各議員の御理解と御賛同をよろしくお願いいたします。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

これより議案第59号「白石町個人番号の利用に関する条例の制定について」採決をします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、議案第60号「白石町税条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

○久原房義議員

議案第60号についてお尋ねでございますけども、非常に盛りだくさんの条例改正が出ておりますけども、新旧対照表を見ればわかるということなのかわかりませんが、非常にわかりづらいです。いろいろ、条項によってはもうちょっとわかりやすい説明資料といいますか、中途半端にわかって、中途半端でなかなか起立はしにくいわけですよ。ですから、十分理解した上で賛成なら賛成ということにいたしたいわけですが、これだけの資料を見ておる中では、本当に十分な理解がというところまではなかなか難しいかなと思うわけですし、もう少しわかりやすく、現行はこうです、改正後はこうなりますと、わかりやすい説明資料あたりをいただければ、十分理解が進むかなと思うわけですが、ちょっとの説明ぐらいでこれをわかれというのは、私はちょっと無理かなと。ほかの議員さんは十分わかるとおっしゃられるかもわかりませんが、非常にわかりづらいというふうに思います。

そういうことで、できたら十分理解した上で起立をしたいと思っておりますので、もう少しわかりやすく、再度ですが、ここがこう変わりますというところあたりを、要点だけで結構ですので、申しわけございません、もう一回お願いします。

○吉原拓海税務課長

税条例に関しては、かなり文章的に難しい部分がございます。本当に久原議員おっしゃったとおり、今回説明をつけたほうがよかったのかなというふうに我々反省しております。ただ、改正の中身について、大きく町民の方が不利益をこうむるとか、いろんな改正の部分については、できるだけ事前に説明会をするというふうなことでやっております。

今回の条例改正の部分で、当初提案説明のときに申したとおり、まず1つに徴収猶予の部分で、条例改正で8条から12条までが入っております。その部分について簡単

に申し上げますと、今回の地方税法の改正につきましては、今まで徴収の猶予というふうなものはありませんでしたけど、国税のほうの改正があつとります。国税の改正で、滞納の方についての徴収猶予をする場合には、滞納処分をすぐいたしますけど、その部分について、本人の申し出があつたら猶予ができる、それからもう一つは、財産について災害を受けたり盗難があつたとか、それから親族に病気があつたり負傷があつたとか、そういうふうなことでどうしても事業を継続することに困難が生じるとか、生活が困窮に至るといふようなことがあれば、申請をもとに徴収の猶予ができるという国税法の改正が既にあつとります。それを受けて地方税の改正があつとります。地方税の改正のもとに、今度は各地域の事情、町の事情によって条例で決めなさいといふようなことが決められております。その部分についてあつたものが、徴収金についてはどのようにして集めるのか、ここでは分割納付で集めますよといふようなことにしております。それから、申請書について、記載事項はどのようなものを決めるかといふふうなことで、一時的に納付ができない事情とか、猶予を受ける金額、それから期間、それから分割においては幾らぐらいで納め切るといふ、そういうふうなもの、それから猶予を受ける場合は必ずしも担保を徴しなければならないとなっております。それから、その書類についても、今回条例で定義しております。それから、担保については、100万円以下で猶予期間が3カ月以内、3カ月以内で納めるといふふうなことであれば、それか特別な事情、これは町長が決める特別な事情でございます。その分があれば、担保については徴さなくていいといふふうなことになっております。

それからもう一つ、猶予の申請をされた場合、猶予の申請をされても期間中にどうしても不慮のことが出てきた場合、そういうふうな場合は訂正をすることができます。その訂正をすることについては、通知を受けた日から20日以内にしてくださいといふふうな、そういうふうなことで、そういうふうなものをこの中に決めるといふところ です。

それからもう一つは、今回、マイナンバー法が改正になって、28年1月1日施行されます。それについて、地方税法のほうでも改正があつとりますし、今回条例で改正したものにつきましては、申告書、個人の申告書じゃなくて法人の場合は法人番号を記載してくださいといふふうなことになりますし、減免を受けたときには番号が必要ですとか、それにちなんで軽自動車税の減免とか、固定資産税の減免とか、そういう部分についての申告書については個人番号を記載してくださいといふふうな改正があつとります。

それから、もう一つ大きな改正となっておりますのが、たばこ税でございます。たばこ税につきましては、現行1,000本につき5,262円ということで課税しております。ただ、旧三級品と言いまして、6銘柄、エコー、わかば、ゴールドンバット、バイオレット、ウルマの国産の6銘柄については、特例ということで、今1,000本につき2,495円で課税されております。その分が28年4月1日現在で430円高くなりまして、1,000本当たり2,925円になります。29年4月1日にはまたそれより430円高くなって、1,000本当たり3,355円、それから30年4月1日にはそれより645円高くなって4,000円になります。それから、平成31年4月1日は全てのたばこが5,262円ということで、4年間にかけて標準の価格になるということ です。

これについての廃止の理由というふうなことが国がうたつた文につきましては、国及び地方のたばこ税について、平成22年10月のたばこ税率引き上げに伴う小売価格の大幅な引き上げ以降、紙巻きたばこの販売数量が減少する中、低価格で販売されている紙巻きたばこ、旧三級品ですけど、この販売する量が増加したというふうなことです。この分につきましては、大きく紙巻きたばこを取り巻く環境が変化しておりますので、特例税率について廃止するというのが一つの理由。それからもう一つが、財務省及び総務省から、国産6銘柄だけに適用される特例税率は、世界貿易機構協定等の内外無差別の原則に反しているというふうなことで、外交上、今までそういう是正を求められていたというふうなことが一つの理由になっております。そのたばこ税の税率が改正されるとともに、今度は条例の附則のほうの一番最後のほうに、条例改正案の中の9ページの中ほどから書いております3項以降につきましては、これ、手持ち品課税の要領が書いてあります。経過措置というふうなことで書いてあります。と申しますのは、28年4月1日でたばこ税が上がりますので、たばこ税につきましては、売り渡し業者が小売業者のほうにたばこを売り渡しておりますので、その売り渡されたたばこが、ストックとして28年4月1日午前0時現在で残っている部分があるわけです。その分については、新税率で4月1日から課税することとなりますので、その分について、保管してあったたばこについてはどのようにして納めなければならないというふうな、そういうふうな中身を条例にうたっているところでございます。

以上、ちょっと簡単ですけど、説明を終わりたいと思います。

また、次回からできるだけ詳しい説明の資料をつけるようにいたしたいと思います。

○久原房義議員

詳しい説明いただきまして、よく理解できました。ぜひ賛成したいと思っております。

次回からはもう少しわかりやすい説明資料をいただければ、わざわざ質疑もせんでよかろうと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

済みません。私、たばこ吸わないもので、大体たばこの種類もわからんとですよ。それで、その紙巻きたばこ、旧三級品というのは大体どがんことですか。フィルターをついたやつかついてないやつ、そんなやつですか。

それと、1,000本単位になってますけども、1本とか20本単位、1箱ケースでこれは載せられんやつたですか。私、全然たばこ吸わない、わからんもので、よろしくお願ひします。

○吉原拓海税務課長

旧三級品たばこということで6銘柄申し上げました。これは、昭和60年にたばこの

専売制が廃止されております。そのときに、三級品としてその当時低価格で販売されていた紙巻きたばこ、この6銘柄、種類につきましては、エコー、わかば、ゴールドンバット、バイオレット、ウルマという6銘柄になっておりますけど、この分について、当分の間の措置として現行安いままで販売するという、その当時の価格を反映させて販売するというふうなことで、特例の措置が設けられていたというふうなことです。

あと、1,000本単位ということで申し上げましたけど、1本当たりに換算しますと、これ、1つつ申し上げたいと思います。国のたばこ税につきましては、1本当たりに計算しますと、国のたばこ税が2,571円かかっております。それから、たばこの特別税ということで、これも国の税金ですけど0,456円かかっております。今度は地方たばこ税というふうなことでかかりますけど、都道府県のたばこ税が0,411円かかっております。それから、市町村のたばこ税が……。あ、済みません。これは旧三級品のたばこです。市町村のたばこ税が1本につき2,495円。合計しますと、1本につき5,879円、約6円ぐらいの税金がかかっているというふうなことです。ただ、このほかに消費税もかかりますので。

以上でいいでしょうか。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

○秀島和善議員

私は、議案第60号「白石町税条例の一部を改正する条例について」反対の立場で討論させていただきます。

先ほど税務課長から詳しく今回の改正内容の3つの柱で説明がありました。1つが税の猶予について、2つがマイナンバー制度導入に伴う事務の問題について、3つ目にたばこ税の引き上げということでありますけれども、1点目、3点目については賛成ですけれども、2点目のマイナンバー制度導入に伴う事務の改定については反対であります。その立場でこの条例について反対討論とさせていただきます。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。

これより議案第60号「白石町税条例の一部を改正する条例について」採決をします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○白武 悟議長

日程第4、議案第61号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第61号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○白武 悟議長

日程第5、議案第62号「白石町放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

この条例改正で、午後6時から午後6時30分までの30分間、ただし土曜日は除くということで、500円の負担金の新設がありました。それからまた、6時から7時までの、土曜日を除くということで1,000円になっておりますけども、これを決められるためにアンケートを保護者の方からとられたということでもありますけど、その中身についてお知らせいただきたいと思います。

○井崎直樹保健福祉課長

学童保育の時間延長につきましてですが、まず25年度の町長と語る会において、午後6時まででは難しいという意見がございました。25年5月に学童保育を利用されている保護者にアンケートをとったところ、現行のままでよいが56%、延長してほしいが44%というアンケート結果が出ております。また、平成27年に白石町子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケートにおきましても、6時台までの希望が66.7%、19時台までが16.7%というアンケート結果になっております。それで、またことしの11月にアンケートをとっております。過去2回につきましては、恐らく有料というアンケートのとり方ではない、希望だけのアンケートということで、今回は有料を前提にしたアンケートを、現在学童保育を利用されている方々に対してアンケートをとっ

ております。利用世帯数が201世帯、回答が157世帯、回収率としまして78.11%の回収をしております。現行でよいという回答をいただいた分が60.51%、午後6時半まで利用したいという回答が24.2%、午後7時まで利用したいは7.64%、つまり6時以降7時までの1時間延長を希望されている保護者の方が31.84%いらっしゃいました。その他の意見として、5%ほどあつとります。こういった、やはり6時以降の、6時半までという希望と7時までという希望を、今回希望に沿うようにということで、時間につきまして1時間延長しております。金額につきまして1,000円というところですけども、おおむね今3時半ぐらいまで、授業を終わられてから学童をされております。ですから、約2時ちょっとの学童利用時間になるかと思えます。それで2,000円いただいておりますので、1時間1,000円ということで料金の決定を考えております。1時間1,000円とみまして、その半分、30分延長の方は500円ということでの料金設定をお願いしたいということで御提案申し上げます。

以上です。

○溝口 誠議員

今までの1時間1,000円は、6時前の保育の料金で時間割りをしたということで1,000円、それから30分で500円ということで決められたということで、これは保育園の延長保育の料金等の兼ね合いはどうでしょうか。そこは考えられて決められたのでしょうか。

○井崎直樹保健福祉課長

保育園のほうを加味した部分は、30分ごとに50円というのを計上させていただいております。これが現在標準時間で利用される方が迎えにおくられた場合に50円ということですので、そこにつきましては保育料と合わせております。保育料のほうと30分ごとに50円ということで、学童も保育園の標準時間の分と合わせております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

関連して、担当課長にお尋ねしますけれども、この時間延長について、支援員の体制は確立できるのかという点が1点。

及び支援の方たちの意見や考え方、希望など、この時間延長に伴うことに対してアンケートなり意見交換などされたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○井崎直樹保健福祉課長

当然、時間延長につきましては、この支援員さん方の御理解と御協力なしには時間延長ができません。ですので、午後7時までということに当たっても、支援員さん方、継続で見ただけかというようなお話をさせてはいただいております。それに基

づきまして、午後7時までと。やはり、支援員の方も御家庭をお持ちの方が多うございます。遅くなると家での支障というものも考えられないことではなかったということで、25年の町長と語る会から今までかかったというところもあるかと思えますけども、そういった理解が合意できたということによって、来年度から実施させていただければと思っております。また、本議会で可決いただいた後でなければ、時間延長についての周知ができません。今、もう現在、きょうから来年度の学童保育の受け付けというのをを行います。12月の広報にも載せておりますが、まだ議会の議決をいただいておりますので、時間延長についての記事は載せておりません。議決いただければ、すぐにまた周知のほうに努めたいと思っております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第62号「白石町放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○白武 悟議長

日程第6、議案第63号「白石町有明スカイパークふれあい郷の指定管理者の指定について」議題とします。

質疑ありませんか。

○久原房義議員

議案第63号についてお尋ねでございますが、これは5年置きの更新ということだと思っております。この件については、私も一般質問等でいろいろ御意見を言わせていただきましたけども、また9月でしたか、報告書もいただいておりますけども、まだ非常にこういった施設については、住民の皆さんのためには大いに利用をしていただきたいというふうに思うわけでございますけども、ただ費用が余りにも莫大にかかっておるというところが、私は問題じゃなかろうかというふうに思っております。以前の私の一般質問の中では、次の指定管理者の指定までには何とか検討をしていきたいというような答弁であったろうというふうに思っておりますけども、審査委員会等でも検討してきたという説明もございましたけども、どういった、審査委員会での検討

をされたのか。特に爽明館、プールと運動器具あたりがある施設についてが一番手がかかるといいますか、また費用もかかるということで、民間に委託してはどうだろうかというような提言等もいたしておいたわけです。実績等見ておりましたが、利用がなかなか上がっていないというのが実情かというふうに思っております。特にプール等については、町内からも、武雄とかあちこちにスイミングスクールの送迎バスが毎日のように回っておられますけども、非常に需要があると思うんです。しかしながら、ここの施設を利用されないで町外の施設に行っておられるということあたりも、もっともいろいろな意味で事業の内容の見直し、そういったもので、できるだけ経費はかかるけども収入を幾らかでも上げていこうというような努力が、果たしてあっているのかどうかということについては甚だ疑問でございます。非常に莫大な金を毎年毎年投入をしておるわけですから、昨日の一般質問でも出ておりましたけども、行財政改革、小さいものを幾ら改革してもそう大したことにはならんわけです。しかし、こういった莫大な費用を要しておる施設についての改革、そこら辺に本当に着手をしていかないというと本当に大丈夫だろうか、財政的に、なかなか難しいところには手をつけないと、優しいところから手をつけていくというようなことなのかどうかわかりませんが、非常にこの施設については、本当に思い切った改革をやっていかなくては、本当に住民の皆さんから指示されるだろうかなという、私なりの疑問を持っております。立派な施設ですから大いに利用していただいて、町民の皆さんから喜んでもらえるような施設にしていかなくちやいかんと思うわけですので、その辺の検討をされた内容をもう一回御報告いただきたいと思っております。

○片渕克也企画財政課長

かねがね議員から御指摘をいただいている白石町文化振興財団、あるいはふれあい郷の管理ということでございますけれども、これまで検討をしてきた経過について御報告をしたいと思います。

まず、第1番目に協議したというのは、白石町文化振興財団、合併以前は有明町文化振興財団でございました。この設立については、合併以前の旧有明町において、有明スカイパークふれあい郷の管理運営を主体として、あわせて町民文化の振興を図るための組織という位置づけで設立された財団でございます。このことで、建設当時、補助事業を活用しておりまして、当時農林水産省にも、管理体制は新たに町が設立する財団に管理をお任せして直営の方法は考えていませんというような文書も差し上げております。こういったいきさつがあるということでございます。

また、こういったいきさつから、設立当時にプロパー職員といえますか、職員を採用をしたという、町の責任というのもあるというようなところを一番重視して考えているところでございます。

それとあわせて、兼ねて御提案をいただいておりますプール、爽明館部分を切り離したらどうだろうかとか、そういったことも協議をしておりますが、仮に爽明館のプール、ここが電気料も3,000万円程度かかっておりますし、それと維持管理に対して外部への委託等もしておりますので、いわゆる水の点検だとか、そういったことで外部にも委託をしておりますので、こういった部分を民間のスイミングスクール等に

委託する方法はどうだろうかというようなことで検討いたしました。基本的にはふれあい郷の爽明館については、今のところといいますか、町としては一般住民の方を主眼に置いて運営をしているということで、どうしても民間の事業者にお願ひすればスイミングスクール的な利用になるだろうと、またそうしないと採算ベースとしてもかなり厳しいものになってきはせんだらうかと、これはあくまでも意見の中で出たこととございませうけれども、そういった事態も考えられるだろうということとございませう。町としましては、もちろん子供たちを相手にしたスイミングスクールも、今そういったところで自主的に運営をしていただいておりますけれども、コース的に言いますと、7コースを一般に開放して、スイミングスクールは2コースを利用するというふうな、今現行そういった利用の仕方をしております。これが民間になりますと、その逆です。よそのスクールではそういう逆の利用形態であるということで、しかも競技を目的としたスイミングスクールをやっておられるところが多いと。白石町のスカイパークでは、どちらかと言いますと、みんなが、競技じゃなくて水泳を楽しむというか、それから泳げるようになるとか、そういったところに主眼を置いてやっております。また、料金面でも民間よりも約3分の2程度の料金で実施をしている状況とございませう。こういったことをひとつ検討をしたところでございませう。

そのほか、今、有明中学校が水泳の時間に利用をしております。それから、今後各学校のプール等の老朽化というのが出てまいるかというふうなことも考えております。こういった利用の仕方がないのかということもあります。

それからもう一つ、遊喜館とか愛菜農園についての管理を個人さんに嘱託をお願いしてはどうかという御意見もいただきましたが、これにつきましても、過去に財団が個人を雇用して、嘱託で愛菜農園と遊喜館の管理、あるいは農具等の貸し出し、それから施設の営繕、簡単な修繕工事等を、結構器用なお方でございましたのでやっていたような経緯もございませうけれども、これも財団の会計の中で雇用していただいとったというようなこととございませう。今後もし必要であれば、これも財団の経理の中でしていただきたい、もし必要があればこれも財団の中で協議をしていただきたいというふうと考えております。

こういったことで検討しまして、現行の体制で今後も継続していくのが適切であろうというふうな結論に達したわけとございませう。

以上とございませう。

○久原房義議員

いろいろ検討された内容はわかりましたけれども、私の察するところでは、さっきも答弁の中とございませうように、職員の身分保障、ここら辺が一番ネックになつとるんじゃないかなという感じもするわけとす。恐らく大半はこのプールの電気料が約3,000万円という答弁でもございませうし、あとは人件費、ここら辺が大部分を占めるんじゃないかと思っておりますが、職員の身分保障については、以前どこも土地改良区、圃場整備をやっておる時代は職員が土地改良区も必要でしたので、終了後はそうまで人員が要らないということで、町の職員に引き上げてきた経緯等もあろうかと思っております。あるいは、保育園の公営でやつとったものを公設民営にほぼ移

管をしてきたと、そういう中で、1つは昨日もあつとりましたように、適正な人員管理、それに向かつての一つの手段でもあったというように思っておりますが、そういうことで、もしこの身分保障、文化振興財団を解散するとか、もしそういったことになれば、職員さんの身分保障はちゃんと、これは町のほうでしてやらんといかんと思っております。そういうことで、以前土地改良区におられた職員を町の職員に引き上げてきたと、そういった経緯等もありますから、そこら辺で何とか対応ができないかなというふうに思っておりますので、ここを解散をして職員さんを首にしてやろうとか、そういうことは決して申し上げませんので。これは、町職員に引き上げれば、その中で若干採用を抑えていけばいいことであって、それは十分可能だというふうに思っております。

もう一つ、プールの利用について、一般住民を対象にしたことで、そこに重点を置いてやると、スイミングスクールとは若干違いますということであったわけですが、それは当然公設ですから、民間に委託をしたとしても公の施設ですから、これはもう今までどおりのやり方、これはもう当然、町としても民間に委託をした場合でも、十分言えると思うんです。だから、民間に委託したからもう民間の思うとおりにというわけにはいきませんよと。所期の目的あたりが当然あるわけですから、その利用の形態等については、十分注文づけをしながら運営は可能だというふうに思っております。

そういうことから考え合わせていけば、将来的にはこういった莫大な費用を要するものを、幾らかでも費用を抑えていく、あるいは利用をふやしていくということできないかというと、どうも文化振興財団というのが、努力してもしなくても、ちゃんと1つの経営体として本当に努力されてるのかなということを疑わざるを得ないわけです。頑張っても頑張らなくても自分たちに何もこたえんというような体質ではどうかなと思いますので、なお一層の改革を進めていただきたいというふうに思っております。町長、いかがでしょう。

○田島健一町長

今回、このスカイパークふれあい郷の指定管理者の件をお願いしておるわけでございますけども、今御質問がございました。また、これまでの議会でも、いろいろと御意見を賜っているところでございます。

先ほど、課長が答弁いたしましたように、これまでも審査委員会等々で検討してきた結果を、先ほど御回答申し上げたかというふうに思います。現在のこのスカイパーク、平成6年10月にオープンして、もう20年がたつわけでございます。今の回答の中にも、この補助事業を実施するに当たっての条件みたいなものがあって、建設後の管理はどうするかということで、この財団が設立されたという経緯もあるようでございます。補助事業を実施するに当たっての条件等々で、何年間このままで行っているのか。例えば、設立当初の条件を覆したら補助金返還とかなんとかという話も出てまいりますので、そういうのがないのかどうかも踏まえた上で、さらに行財政改革も踏まえて、いろいろと議論をしていかにやいかなかなというふうに思います。先ほど、話ありましたように、プールというところが重荷じゃないのかということでもございませ

たけれども、このプールについても、今一般の方を対象にしているけども、有明中学校が今利用をしてる、またほかの小・中学校のプールも屋外で老朽化が激しくて、これの建てかえ等々も考えにやいかんといった中で、この町営の爽明館のプールを利用できるやせんとか、いろいろなことを考えていかにやいかんじゃないのかなというふうに思います。

そういったことから、今回5年間ということをお願いするわけでございますけども、この5年間の中でじっくりと、次の更新時にはそのままがいいのかというのをじっくりと、役場の庁内だけじゃなくて民の皆さんも巻き込んだ形で議論をさせていただければというふうにも思っているところでございます。そういったことから、このスカイパークは、プール、そして自有館、愛菜農園等々、いろいろ施設がございます。みんな含めたところで検討をさせていただければというふうに思っているところでございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第63号「白石町有明スカイパークふれあい郷の指定管理者の指定について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

10時56分 休憩

11時05分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

日程第7

○白武 悟議長

日程第7、議案第64号「白石町交流館の指定管理者の指定について」議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第64号「白石町交流館の指定管理者の指定について」採決をします。
本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○白武 悟議長

日程第8、議案第65号「佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について」議題とします。

質疑ありませんか。

○片渕栄二郎議員

今度の新しいごみ処理センターでございますけれども、管理運営事業につきましては、以前に搬入量に応じて経費がかかるという説明を受けております。施設整備事業につきましては、均等割100分の10、人口割100分の90というようなことで、この4市5町で人口が大体約24万と聞き及んでおるところでございます。

そういったことで、本町がこの均等割、人口割に関しての経費はどのようになっておるのか。もう既に試算がなされているかと思しますので、その辺をお尋ねをさせていただきたいと思します。

○門田藤信生活環境課長

ただいまの御質問ですけれども、今回新設のほうが、佐賀西部クリーンセンターのほうが来年の1月からの一応本稼働というふうなことでなっております。それに伴いまして、管理運営事業、ごみ処理施設の管理運営に要する経費の部分と、ただいま御質問のあった施設整備事業、これはごみ処理施設等の整備に関する経費ということで、主に今後、事業のほうは終わっておりますけれども、公債費、あるいは今後想定される修繕補修工事、こういったもの等の経費というふうなことで一応理解をしているところでございます。

本町における今後の施設整備事業に係る分ですけれども、おおむね28年度から32年度まで、これは町の財政計画等にも一応反映をさせているところですが、28年度は負担金、事業費の分ですけれども約9,940万円程度、それから29年度が1億2,700万円、30年度が1億4,400万円、31年度が2億1,400万円、32年度が2億1,300万円ということで、これにつきましては、一番大きいのは今後の起債の償還に係る分、こういった費用の分が入ってくるのかなというふうに一応考えております。起債の償還につきましても、ピーク時になりますと、平成31年度からになりますけれども、これが元利合わせて約9,900万円程度です。これが出てくるのかなということで、起債につきましては、これが一般廃棄物の事業債ということで起債のほうの申請がなされておりますので、今後28年から約15年間程度の起債の償還が始まってまいります。本町の起債の償還につきましては、最終42年度までになりますけれども、これが元利合わせまして約

12億1,800万円程度の起債の償還というふうな形になってくると考えております。
以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○井崎好信議員

関連でございますけれども、今回西部広域環境組合に移行するに当たって、負担割合が、私は逆のほうで、管理運営事業、現行はごみ処理事業、それが負担割合が現行ではそれぞれ均等割なり、あるいは人口割で負担がなされておったのが、今回からは当該年におけるごみの搬入量の割合というふうなことになったというふうなことで、私は新しいこういうシステムが本当の、当然なシステムかなと思うわけでございます。そこで、それぞれの各町、市が減量に努めていかれるというふうに思います。そしてまた、それがまた世帯がごみの減量化をしていかなければいかなければならないというふうに思っておりますけれども、そういった減量の啓発といいますか、各世帯における減量の啓発活動をどのように考えていらっしゃるかというふうなことで、今回から袋、1袋当たりの単価、それぞれ若干値上げもしたようでございます。この1袋で量を換算、キロじゃなくて1袋当たり換算というふうに思っておりますけれども、大体1袋当たり料金がどのくらいかかっているのか、その辺、わかればお答えをいただきたいというふうに思います。

○門田藤信生活環境課長

まず、袋の価格です。算定の根拠についての質問かなというふうに思っております。まず、ごみ袋のほう、価格のほうを算定するに当たっては、今の現行の袋、いわゆる1袋に対する処理費、こういったものがどういうふうになっているのかというふうなことで、一応価格のほうを算定をいたしております。例を挙げて、可燃ごみの大袋のほうで説明をさせていただきますけれども、これが、御承知のとおり今1枚当たりに換算しますと35円というふうな価格の設定になっております。この1袋に対する換算の重量、おおむね平均しますと大体5キロ程度の換算重量ということで一応認識しているところです。今度、袋にかかわる、あと作成費用、これが13.44円です。それと販売の報償費、各取扱店において袋のほうを販売いたしていただいておりますけれども、この報償費関係が1枚当たり3.02円、それとこの1袋に係る収集運搬費、これが50.53円、それと一番大きくなりますけれども処理費、現行では杵藤クリーンセンターのほうになりますけれども、ここでの処理費をとということで約92円程度かかっております。これらの処理コストのほうを合わせますと、1袋当たりの処理コストということで約160円程度が1袋当たりの処理コストということでうちのほうで算定をしているところでございます。この1袋当たりの処理コストのおおむね22%、今行っている22%程度が1袋に対する処理費用というふうなことになっておりまして、それが35円というふうな形で今ずっと行っております。あと、ほかのごみ袋についても約20%から、若干差はありますけれども30%、それぐらいの間で推移をしているんじゃないかな

ということで、こういった形で住民の皆さんからの袋等の価格については御理解をいただいているものじゃないかというふうに認識をしているところでございます。

減量の啓発ということですが、ごみの減量化については、非常に生活環境課のほうでもひとつネックになっているんじゃないかなとは思っておりますけども、今ごみを出すときに問題になっているといいますか、水分です。水切りといいますか脱水には、家庭でも簡単にできるような、そういったひとつ工夫をしていただければ、ごみの減量化につながるようなこともあるんじゃないかなというふうに認識をいたしております。そういったことで、生ごみとか、いろんなものがありますけども、そういったことで特に今の可燃ごみについてもやはり生ごみ等がかなり出てきているということで、そういったことで水切りとか、ひと工夫、注意といいますか、考えていただければそういった減量化につながるということで、町のほうにおいても、ホームページとか広報、毎年お知らせはこうしているところでございます。

○井崎好信議員

そういたしますと、35円、袋を買って出した場合に経費が125円かかるというふうなことで、22%が個人負担であとの79%はもう行政が負担していると言ってもいいわけですね。今回、来年の1月1日からはこういった負担割合、ごみの搬入量によって割合がなされるというふうなことでございます。白石町の場合、今までの現行のそれぞれ均等割、人口割で払っていきよった割合といたしまして、実際のところ、こういったシステムになった場合にどういうふうな、割合の負担はどっちのほう負担がなるように、その辺の試算はしていらっしゃいますか。

○門田藤信生活環境課長

従来からのそういったごみの搬入量、そういったことでの、今手元のほうに資料をちょっと持ち合わせておりませんので、後をもってお知らせをしたいと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

担当課長に3点、お尋ねをします。

まず第1点に、現在はプラスチックは分別で出しておりますけれども、1月1日からプラスチック類はどのような扱いになるのかというのが第1点です。

第2点に、この管理をする団体、契約先、管理はどこに契約をされたのか。

また3点目に、その管理費というものは、委託先に対してどれだけの管理費で契約がなわれているのかお尋ねしたいと思います。

○門田藤信生活環境課長

まず、1点目の質問ですが、1月からのプラスチックの分別についてのお尋ね

だったと思いますけれども、本町のほうは11月2日から11月20日にかけて住民説明会を行っております。その中で、説明もいたしてきておりますけれども、プラスチックの分別といいますか、可燃ごみの統合につきましては、これはあくまでも28年4月からということで一応行っておりますので、27年度中につきましては従来どおりの分別の方法ということで行っていきたいというふうに思っております。あくまでも可燃ごみの統合ということで、28年度から廃プラのほうの袋についても廃止ということにいたしておりますので、28年度からの廃プラについては統合ということなのです。

それと、2点目の管理をする団体……（「契約先」と呼ぶ者あり）契約先でしたよね。（「はい」と呼ぶ者あり）これは、新施設のほうの委託ですかね。委託については、このごみ処理施設については、初回のことでもありまして、来年の1月から平成31年3月まで、約3年3カ月につきましては、長期的な包括運転管理委託業務ということで、一応組合のほうでも選定がなされております。この事業所については、新日鐵、住金のほうでの運転管理のほうというふうな形で決まっているんじゃないかと思っています。（「契約金額」と呼ぶ者あり）契約金額は、済みません、ちょっと今資料ないので申しわけありません、後のほうで御説明させていただきます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

個人搬入もできるわけですので、個人搬入をされて、それで個人で重量によってお金払いますけれども、このほかに持ち込みされた方の市町村のほうに搬入料も加算されるわけですか。この搬入量の割合があるということは。もう個人でお金払って、どれだけ持ってきたってお金を払うわけですよ。それで、市町村にまた搬入料は加算されるわけですね。割合に振り分けられるんですか。

○門田藤信生活環境課長

個人搬入についての御質問だと思います。当然、来年の1月からのについては、個人搬入がなされますけれども、個人搬入につきましては、処理量によって施設のほうで料金をお支払いをお願いするというふうな形になってくるかと思います。そうした場合、処理費用といいますか負担につきましては、市町村のほうの負担金の中のほうが負担金についても差し引かれる、個人搬入で持ってこられた方、あるいは事業系の一般廃棄物のほうでの許可、委託じゃなくて許可の分についても、そういった形で搬入はなされてきますけれども、当然その総額の負担からその額は一応差し引いた形での負担金の請求というふうになってこようと思います。

○内野さよ子議員

先日も宇部市にも行ってきましたけれども、西部広域に行きましたときに、ちょっとそのとき質問すればよかったんですが、これから、今言われたように個人搬入がどんどんふえてくると思います。そうすると、例えば自転車とか棚とか、そういうまだ

まだ使えるものがどんどんこれから個人搬入でふえるんじゃないかなと思うんです。リサイクルセンター的なものがちょっと見当たらなかったのも、そういうなものは今後どうされていくのか、ちょっともったいないなという気がして、先日宇部市に行きましたときにもそういう施設が中にありましたので、今後そこではどうなのかなと思いました。

○門田藤信生活環境課長

粗大ごみ施設のほうでのそういった自転車とか、いろんなことかなと思いますけども、有価物としてそういったものが、使えるものについては、その施設内において、まず一旦持ってこられたものを破砕して分別するような形になるかと思います。分別したものについては、有価物等については、また別途有価物として種類ごとにそこで分けられて、あるいは鉄、そういったものについては有価物ですけども、そういった取引先のほうへ、そういったことで売却等もなされるかと思います。あと、そこで可燃としてまた戻していく分については、そっちのほうで処理の過程を経て、可燃ごみのほうにまた持っていくような形になるかなというふうに思っています。

あと、特に有価物については、スラグとかメタル、そういった形に生成された形でそういった業者のほうに売却方されていくんじゃないかというふうに思っています。

○白武 悟議長

ほかに質疑。

○内野さよ子議員

もちろん何となく施設の中にされているようでした。

ただ、これからは大きな搬入物とかがトラックでどんどん搬入するから、まだ使える、リサイクルできるようなものがこれから多くなるのかなと思うんです。そういうなもの。

○門田藤信生活環境課長

私がちょっと間違っておりましたけども、そういったことについては、今私が承知している範囲ではわかっておりませんが、今後そういった形で組合のほうでも協議がなされていくんじゃないかとは一応考えております。現段階ではまだ把握をいたしておりません。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

先ほど井崎議員からありましたように、搬入量の割合によって今回負担がなされるということで、町民の皆様へのごみ減量の意識啓発が必要になってくると答えまして、今先ほど1袋の中で22%が個人負担であって、あと残りが行政が、町が負担をしてい

るということで、非常にそういう、町民の方は袋35円で処理ができると思い込んでおられる方もたくさんいらっしゃる。それ以外に多くのお金がかかっているというコスト意識が町民の皆様には薄いのではないかなど。こういう機会でございますので、1袋に対してこれだけお金がかかっているという、町民の皆様へ意識の徹底、コスト意識、ここをしていけば、あ、これ、こんだけ金かかるやったら、やっぱりごみば減らそうという意識が出てくると思います。1袋35円やったら、35円でもう済んだらいいということで、そこら辺の意識改革もぜひ、今回のこの改正がありますので、お願いをして、減量化に努めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第65号「佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○白武 悟議長

日程第9、請願第4号「T P P交渉に関する請願書」について議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより請願第4号「T P P交渉に関する請願書」について採決をします。

本請願を採決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、請願第4号は採択することに決定しました。

最後に、税務課長より訂正があります。

○吉原拓海税務課長

議案第60号の中で、たばこ税について、たばこ旧三級品について6銘柄と申し上げながら5銘柄しか紹介しておりませんでしたので、訂正いたします。わかば、エコー、

しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット。しんせいのほうを外しておりましたので、訂正申し上げます。

それともう一つ、たばこの税について幾らぐらいかという換算をしたときに、少し説明不足でしたので。旧三級品については、約200円から220円ぐらいで今販売されていると思います。1本につきましては11円ぐらいになりますので、その分について5.879円当たりが国、県、町のたばこ税になっております。430円ぐらいで販売されているたばこ1本につきまして、21.5円ぐらいの中では12.244円が国、県、町のたばこ税というふうな形になっております。

以上、説明を終わります。

○白武 悟議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

14日も議案審議となっています。

本日はこれにて散会します。

11時33分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年12月11日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 川 崎 一 平

署 名 議 員 前 田 弘次郎

事 務 局 長 吉 岡 正 博